

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年7月5日(2012.7.5)

【公表番号】特表2011-520991(P2011-520991A)

【公表日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-029

【出願番号】特願2011-510782(P2011-510782)

【国際特許分類】

C 07 D 413/14 (2006.01)

A 61 K 31/501 (2006.01)

A 61 K 47/26 (2006.01)

A 61 P 31/14 (2006.01)

A 61 P 31/16 (2006.01)

【F I】

C 07 D 413/14 C S P

A 61 K 31/501

A 61 K 47/26

A 61 P 31/14

A 61 P 31/16

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化合物：6-{2-[1-(6-メチル-3-ピリダジニル)-4-ピペリジニル]エトキシ}-3-エトキシ-1,2-ベンズイソキサゾールビス-リン酸二水素塩(1:2)。

【請求項2】

2ピーカーが、3.3°、6.7°、12.8°、13.3°、14.1°、19.2°、20.0°、21.1°及び22.4°のX線粉末回折パターンを有する、請求項1に記載の化合物：6-{2-[1-(6-メチル-3-ピリダジニル)-4-ピペリジニル]エトキシ}-3-エトキシ-1,2-ベンズイソキサゾールビス-リン酸二水素塩(1:2)。

【請求項3】

本質的に結晶である、請求項1又は請求項2に記載の化合物。

【請求項4】

生理的に許容される溶媒和物又は水和物の形態である、請求項1から3のいずれかに記載の化合物。

【請求項5】

請求項1から4のいずれかに記載の化合物から本質的に成る混合物。

【請求項6】

請求項1から4のいずれかに記載の化合物を、1種又は複数の医薬として許容される担体と一緒に含む医薬組成物。

【請求項7】

さらにグルコースを含む、請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

経口送達用に製剤化されている、請求項 6 又は請求項 7に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

鼻腔内送達用に製剤化されている、請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

請求項 1 から 4 のいずれかに記載の化合物、又は請求項 6 から 9 のいずれかに記載の医薬組成物を含む、ピコルナウイルス感染症を処置又は予防するための医薬。

【請求項 11】

ピコルナウイルス感染症が、ヒトライノウイルス（H R V）である請求項10に記載の医薬。

【請求項 12】

ピコルナウイルス感染症を処置又は予防するための医薬の製造における、請求項 1 から 4 までのいずれか一項に記載の化合物の使用。

【請求項 13】

ピコルナウイルス感染症が、ヒトライノウイルス（H R V）である、請求項12に記載の使用。

【請求項 14】

6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - 3 - ピリダジニル ) - 4 - ピペリジニル ] エトキシ } - 3 - エトキシ - 1 , 2 - ベンズイソキサゾールを、約2モル当量のリン酸と接触させるステップを含む、請求項 1 又は請求項 2に記載の化合物の生成方法。